

説 明 資 料

〔納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について〕

平成31年 4 月24日 (水)

総 務 省

税務手続の電子化に向けた取組状況

- 地方税の特性を踏まえ、**全国共通のシステム**を利用した**税務手続の電子化を推進**することにより、**納税者の利便性向上と官民双方のコスト削減を図る。**

1. 共通電子納税システム(共同収納)関係

- eLTAX(地方税電子申告システム)の仕組みを活用した**共通電子納税システム(共同収納)の構築**に向けて、**国においても、法制面を含め必要な措置を講じるべき。**

2. 電子申告等関係

- 地方公共団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除や複数の地方公共団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化などの**eLTAXの更なる利便性向上に資する取組を進め、電子申告利用率の向上を図っていく必要。**
- **大法人について地方法人二税の電子申告義務化を実施。**将来的には、ICT環境の進展等も踏まえ、中小法人を含め、地方法人二税の電子申告利用率100%を目指す。
- 個人住民税の**特別徴収税額通知(納税義務者用)について、eLTAXを経由して電子的に送付する仕組みの検討を進めていく必要。**

3. マイナンバー関係

- 情報提供ネットワークの本格運用が開始され、社会保障分野等における申請手続の際に課税証明書等の添付が不要となるなど、納税者の利便性が向上。
- マイナポータルにより、納税者は自らの個人住民税の課税状況等を閲覧することが可能となっている。
- **今後、国・地方の税務当局間で効率的なデータ連携を行いつつ、マイナンバーを用いて地方税関係情報を的確に把握していくことが重要。**

- 政府税制調査会の中間報告②で示された税務手続の電子化に係る取組事項について、平成30年度税制改正では、「地方税共通納税システムの導入」「大法人の電子申告義務化」等を措置したところ。
- 平成31年度税制改正では、「マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略」を措置することとした。

1. 共通電子納税システム(共同収納)関係

- **共通電子納税システム(共同収納)の構築**に向けて、**法制面を含め必要な措置を講じるべき。**

H30改正：地方税共通納税システムの導入（H31.10月～）

2. 電子申告等関係

- eLTAXの更なる利便性向上に資する取組を進め、電子申告利用率の向上を図っていく必要。
- **大法人について地方法人二税の電子申告義務化を実施。**
- 個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)について、eLTAXを経由して電子的に送付する仕組みの検討。

H30改正：大法人の電子申告（eLTAX）義務化（H32年度～）

H30改正：給与支払報告書等のeLTAX等による提出義務基準の引下げ（H33.1月～）

H31改正：マイナポータルを利用した法人設立届出書等の提出に係る電子署名等の省略（H31年度～）

3. マイナンバー関係

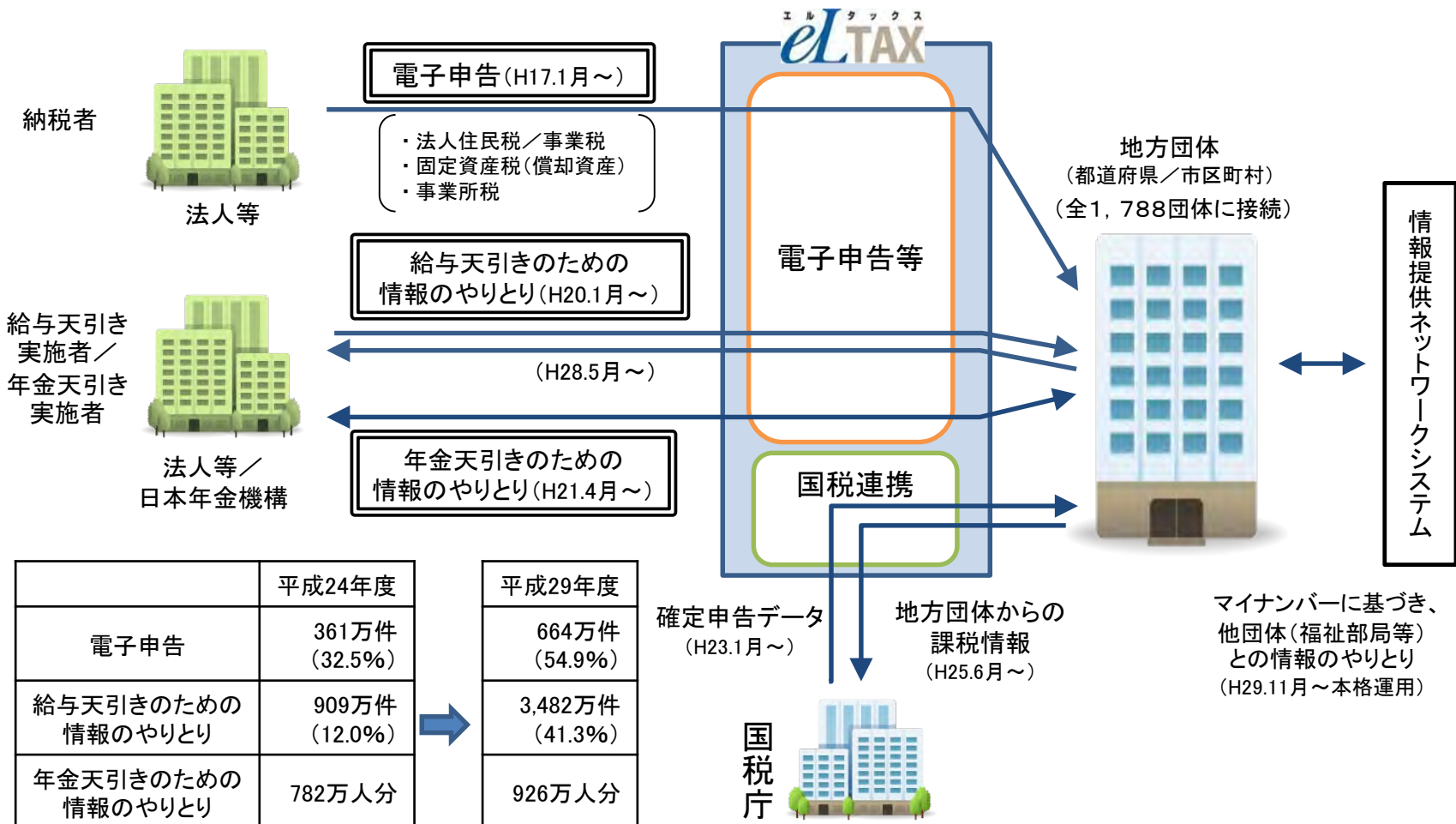
- 今後、国・地方の税務当局間で効率的なデータ連携を行いつつ、マイナンバーを用いて地方税関係情報を的確に把握していくことが重要。

eLTAX(エルタックス)について

○ eLTAXは、地方税の電子申告及び国税連携のためのシステム。eLTAXが担う役割は順次拡大し、「地方税の電子化」の基盤となっている。

※ e-Tax(国税の電子申告のためのシステム)は国税庁が管理・運営

○ 平成31年4月1日からは、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織として設立された地方税共同機構がeLTAXの運営主体となる。



ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	自動車税	固定資産税 (償却資産)	電子納税
H16 ～ H21	● 法人住民税、法人事業税の申告開始(H16～) ● 事業所税の申告開始(H19～) ● 法人設立届等の提出開始(H19～)	● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の申告開始(H19～)	● 公的年金の特別徴収データの連携開始(H21～)			● OSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)による、自動車税、自動車取得税申告開始(新車新規のみ)(H17～)	● 固定資産税(償却資産)の申告開始(H16～)	
H22	全地方団体がeLTAXに接続							
				● 所得税確定申告書の連携開始				
H25		● 一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化		● 法定調書の連携開始 ● 扶養是正情報の連携開始				
H27						● JNKS(自動車税納付確認システム)運用開始		
H28		● 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出を一元化			● 特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化			
H29				● 源泉徴収義務者情報の連携開始		● 中古車新規登録、移転登録、変更登録、抹消、継続検査も対象		
H31								● 地方税共通納税システムの導入(H31.10)
H32	● 大法人に係る電子申告義務化(H32.4.1)	● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出基準の引下げ(H33.1.1)						

地方税における納税環境整備の取組状況

情報通信技術の進展等を踏まえ、納税者の利便性向上、官民双方のコスト削減、地方団体の課税事務の効率化等、ひいては適正かつ公平な課税の実現を図るため、地方税の電子化を進め、納税環境を整備していく。

eLTAX等を活用した「全国統一的な対応」の充実

- 複数団体にわたって経済活動を行う者(法人)は、複数に申告・納税を行う必要から全国共通の電子インフラであるeLTAX等を活用し、全国統一的な対応・取扱いを充実させていくことが一層求められる。
- 平成22年からeLTAXにおいて、全ての地方団体が接続。eLTAXを安定かつ安全に運営するための措置(地方税共同機構の設立等)を講じつつ、平成31年10月からは統一的なシステムとして、「地方税共通納税システム」が導入され、稼働予定。
- 自動車(登録車)保有関係手続のワンストップサービス(OSS)は、平成31年度中に44団体が稼働となり、全ての都道府県での稼働に向けて引き続き取り組む。

法人の申告・納税の事務負担を軽減・効率化

- 従来から可能であった電子申告に加え、「地方税共通納税システム」によって、電子納税を可能とし、申告・納税の事務を一括してオンライン化することで、法人(納税義務者、特別徴収義務者)の税務事務負担を、大幅に軽減・効率化。
- 平成31年10月の地方税共通納税システムの導入をきっかけに、地方法人二税の電子申告率(平成29年度65.8%)の更なる向上を見込む。
- 固定資産税(償却資産)について、eLTAXにおける複数市町村への一括申告の拡大、納税者がエラーチェックしやすくなる機能強化等の改善を図るなど、納税者の利便性の向上を進め、電子申告しやすい環境整備に取り組む。

ICTによる収納手段の多様化

- コンビニ納税(平成15年度改正)やクレジットカード納付(平成18年度改正)などの制度改正により、個人向け税目の収納手段の多様化が図られており、納税者の利便性は格段に向上。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。
- スマートフォンやタブレット型端末の普及など、個人を取り巻くICT環境は大きく変化している。こうした変化に対応し、また、これらの機器を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

国税・地方税間の情報連携の更なる推進

- 地方団体及び国税当局間においては、所得税申告書等や報酬、配当等の法定調書、所得税の源泉徴収義務者に関する法人情報について、eLTAXを通じて国税当局から地方団体に送信されており、これらの課税資料を活用することにより、課税の適正化に資する。
- 市区町村から国税当局に送信される扶養は正情報等のデータ送信は、地方団体及び国税当局の双方の税務行政の効率化を図る観点から一層の取組強化。
- 情報連携について、共通入力事務の重複排除や法人納税者の開廃業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化等、更なる取組を推進。

地方税共通納税システムの導入

- 法人は、その事業活動が複数の地方団体にまたがること、またその従業員が複数の地方団体から通勤するケースがあることから、地方税においては、紙ベースではなく電子的に申告等を行うニーズが、もともと高い。
- eLTAXによる電子申告は、平成16年度の運用開始後、平成25年には全団体が利用することとなった。
平成31年10月から「地方税共通納税システム」が導入され、従来可能であった電子申告に加え、電子納税が可能となることから、法人の事務負担は大きく軽減される見込み。

※ 当面の対象税目：法人事業税・住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税

概要

<企業による納税>

■ 地方法人二税等

申告件数：約427万件（法人市町村民税の場合）

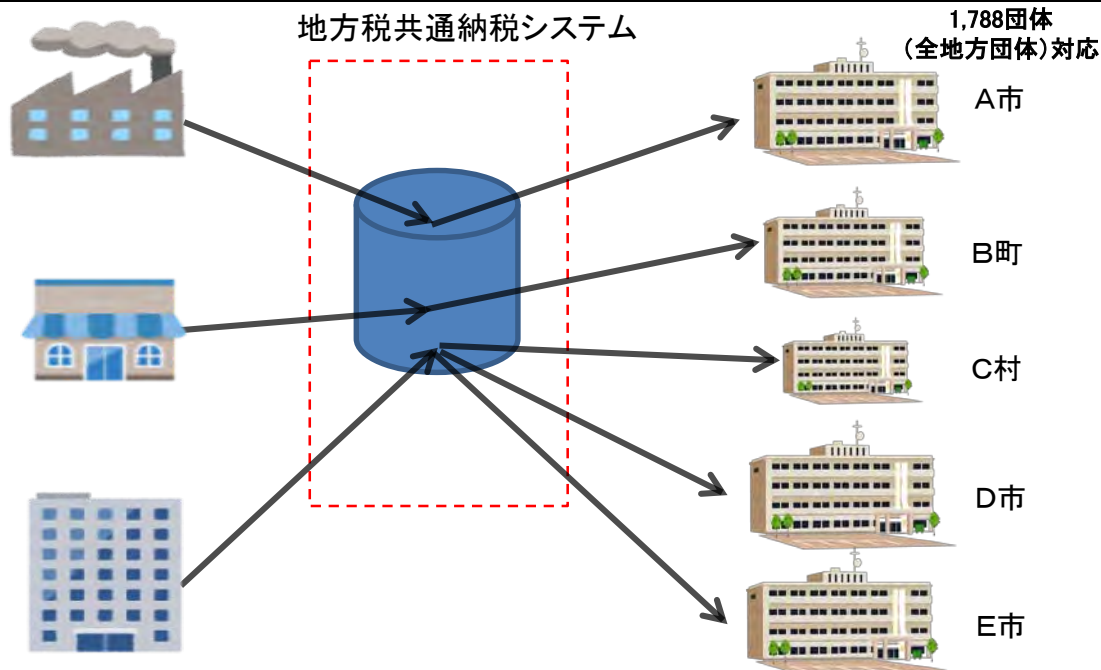
■ 個人住民税（給与所得に係る特別徴収）

納税義務者数：約4,063万人

※支払回数：年12回

■ 事業所税

申告件数：約12万件



※ eLTAX（地方税のポータルシステム）が安全かつ安定的に運営されるよう、eLTAXの運営主体について、以下のとおり措置。

1. eLTAXの運営主体について、地方税法に基づきすべての地方団体が共同して運営する組織（地方共同法人）として、平成31年4月1日に地方税共同機構が設立。
2. 意思決定機関である代表者会議は、知事会、市長会、町村会が任命する地方代表者3名及び学識経験者3名で構成され、地方税共同機構の予算及び事業計画は大臣への事後的な届出が必要。
3. eLTAXの適正な運営のために必要な総務大臣による報告・立入検査、違法行為等の是正要求、命令を規定。
4. eLTAXの運営主体の役職員に対し、秘密保持義務を規定。

地方税共通納税システムにおける主な導入メリット

主な導入メリット

納税者

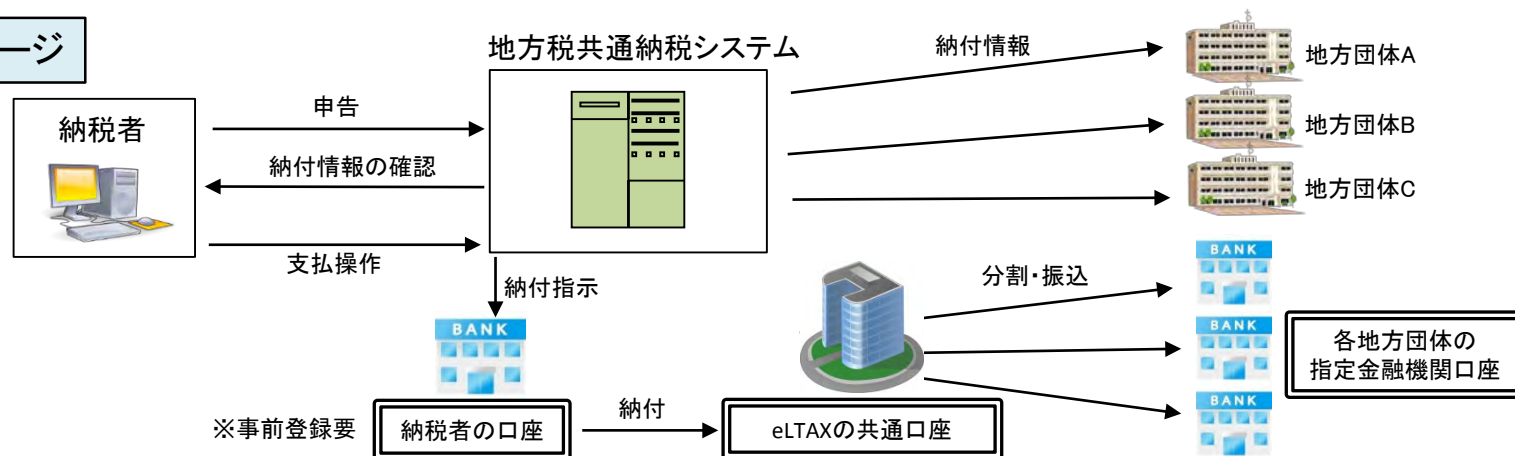
- 対象税目について、平成31年10月から、すべての地方団体に対して電子納税可能に。
- 複数の地方団体への多数の納付についても、その合計金額をeLTAX共通口座に1回送金するのみで納付が可能に。
- ダイレクト納付※についても、対応。（インターネットバンキングにおける振込権限を税理士等に任せることについて、躊躇しがちな法人の利用拡大に繋がると期待）
- ダイレクト納付・インターネットバンキングによる振込のいずれにおいても、自社の取引金融機関口座（納付先地方団体の収納代理金融機関等に限らない）から直接納付が可能に。

※ ダイレクト納付とは、納税者が予め金融機関口座を登録した上で、eLTAX上での電子申告等に基づく納付情報を用いて、登録口座からの振替による電子納税ができる方式

地方団体及び 指定金融機関・ 収納代理金融 機関

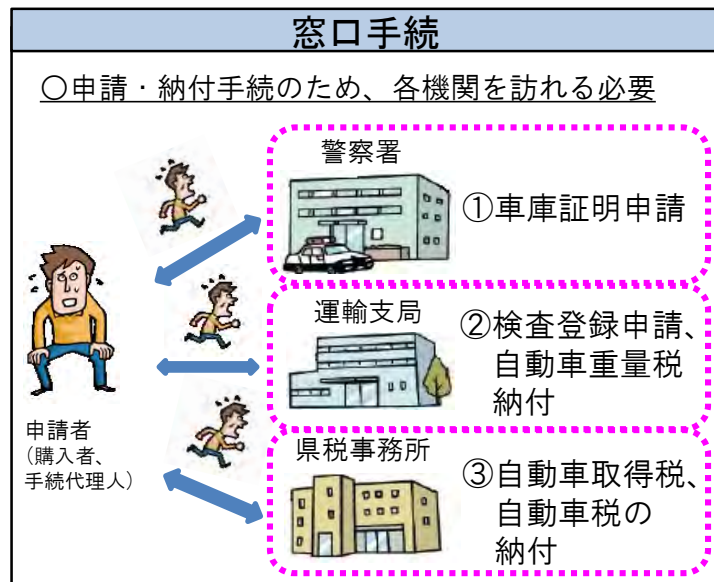
- 窓口来訪者の減少による、窓口業務の負担軽減。
- 領収済通知書のパンチ入力作業の減少。
- 1件あたりの収納手数料は納付先団体数に関わらず定額であるため、地方団体が負担する手数料負担は減少。
- 納付書の印刷費・封入作業・郵送費の減少。

ダイレクト納付のイメージ

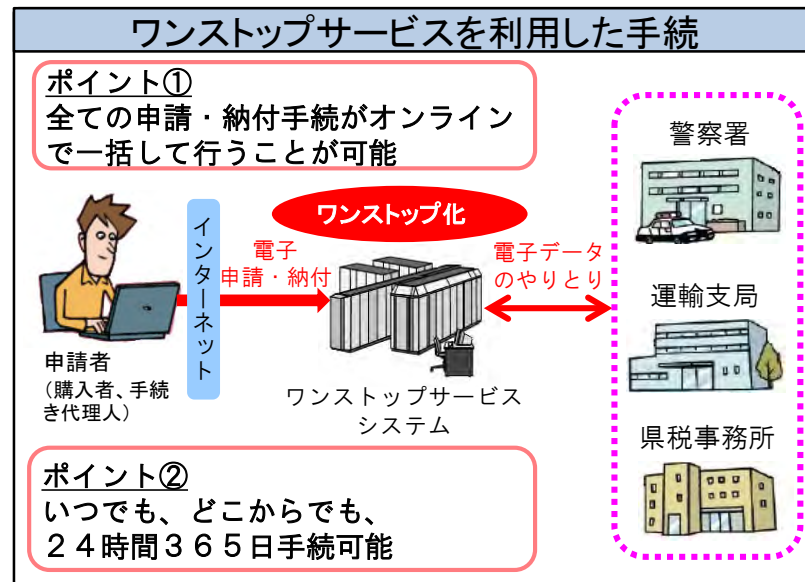


登録車OSSシステムの概要（初回新規登録の場合）

- 自動車の運行に必要な行政手続（保管場所証明、検査・登録、地方税（自動車税・自動車取得税）の申告等）を、インターネットを通じてワンストップでできる仕組み。



※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカー及び車検証等の受取が必要



期待される効果

ユーザーの負担が大幅に削減（稼働地域でのディーラー代行手数料は、通常に比べ8,000円低い）※ 国交省調査による

導入地域：44都道府県（平成31年度末予定）

●対象手続

初回新規登録、中古新規登録、継続検査、移転登録、変更登録、一時抹消登録、永久抹消登録、移転一時抹消登録、移転永久抹消登録、変更一時抹消登録、記載事項変更

※ 平成31年度予定：解体等届出・輸出関係手続等

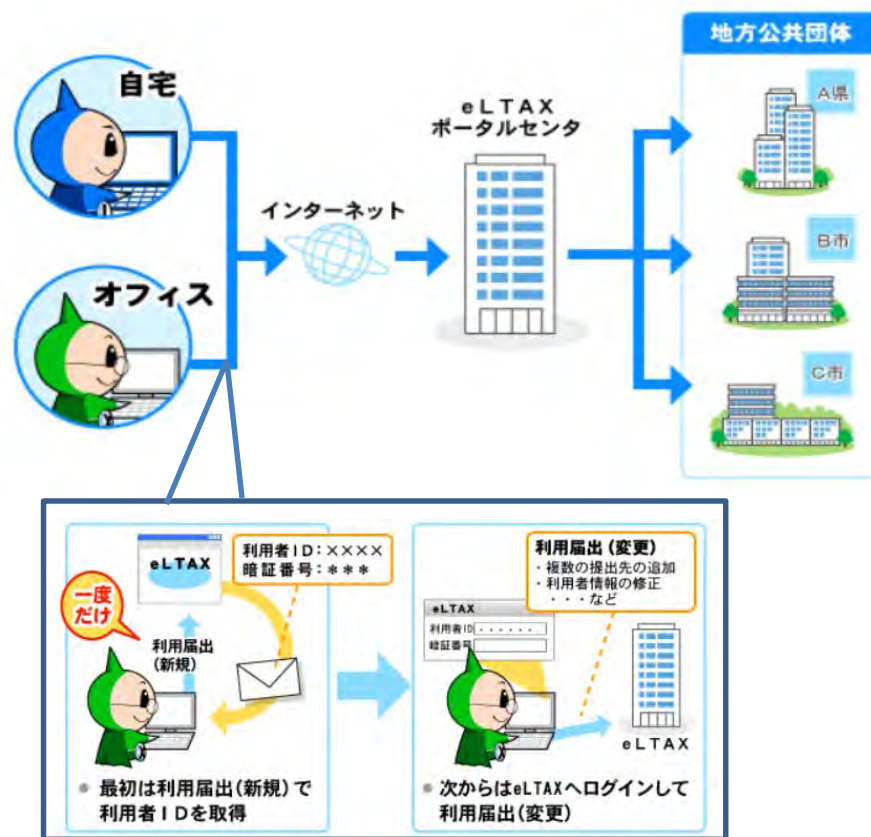
●利用率（導入団体内）

- ・新車新規登録 : 53.10%（2017年度現在）（目標：2021年度までに80%）
- ・継続検査（H29～稼働） : 23.54%（2019年1月時点）（目標：2021年度までに70%）

法人の申告・納税の事務負担の軽減・効率化

○ 法人の申告・納税の事務負担の軽減・効率化に資するため、地方税共通納税システムの導入とともに、以下のとおり、法人の電子申告データを円滑に提出できるよう環境整備を進める。

- ・ 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除【平成32年3月実施予定】
- ・ 国・地方を通じた法人納税者の開廃業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化【平成32年3月実施予定】
- ・ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化【平成32年4月実施予定】
- ・ 大法人における地方法人二税の電子申告義務化【平成32年4月1日以後に開始する事業年度の申告から】
- ・ 中小法人における地方法人二税の電子申告利用率70%以上【平成31年度まで】



(現在の電子申告の仕組み)

- ・ 納税者(法人)はPCdeskなどのeLTAX対応ソフトを使用して、自宅やオフィスなどからインターネット経由で申告手続きを行うことができる。
- ・ 送信された申告データは、eLTAXポータルセンタによって受付処理が行われ、提出先となる地方団体へ送信される。
- ・ 納税者が複数の地方団体へ電子申告する場合、利用届出(新規)を新たに行う必要はない。提出先が複数ある場合は、利用届出(変更)を行って提出先となる地方団体を追加する。また、申告税目を追加する場合も、利用届出(変更)を行う。



(今年10月以降、順次利便性が更に向上)

- ・ すべての地方団体で電子納税が可能となり、申告から納税までの手順のオンライン化を実現。
- ・ 開廃業・異動等に係る届出内容をe-Taxに送信すれば、地方税に係る届出書はe-TaxからeLTAXを経由して地方団体へ送信可能。また、財務諸表を電子的に提出している場合には、納税者がe-Tax上で指定した地方自治体に対して、財務諸表をe-TaxからeLTAXを経由して地方団体へ送信可能。
- ・ 法人税申告情報をe-Taxソフトで入力すれば、eLTAXにおける重複情報に係るデータをeLTAXソフト(PCdesk)にインポート可能。

ICTによる収納手段の多様化

- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税（平成15年度）、クレジットカード納付（平成18年度）など累次の制度改革により、収納手段は多様化しており、特に、個人向けの利便性は向上。
 ※ 例えば、コンビニ納税には、平成29年度時点で、全ての都道府県、7割弱の市町村が対応している。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。個人を取り巻くICT環境の変化に対応し、また、普及が進んでいるスマートフォンやタブレット型端末を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

<平成29年度における収納手段の状況>

		口座振替	コンビニ収納	クレジットカード納付	ペイジー（MPN）
都道府県	対応団体	47団体	47団体	40団体	31団体
	利用件数	784万件	2,159万件	154万件	773万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.1倍	1.32倍	6.42倍	1.43倍
市区町村	対応団体	1,736団体	1,179団体	196団体	67団体
	利用件数	1億2,630万件	7,890万件	54万件	275万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.06倍	1.63倍	9倍	2.59倍

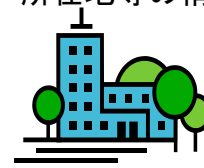
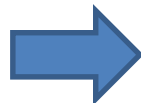
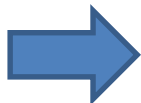
※ ペイジーによる納付とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶ『マルチペイメントネットワーク（MPN）』を活用して、パソコンやスマートフォンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。

国税庁→地方団体

- 所得税確定申告書の国税庁から地方団体へのデータ送信(平成23年1月～)
→ 所得税確定申告書に記載されている所得金額等の情報を提供
- 法定調書の国税庁から市区町村へのデータ送信(平成25年5月～)
→ 国税庁に提出された法定調書のうち、利子・配当等の支払調書等の情報を提供
- 源泉徴収義務者情報の市区町村へのデータ送信(平成29年6月～)
→ 市区町村における特別徴収義務者の把握に資するよう、源泉徴収義務者の名称・所在地等の情報を提供



国税庁



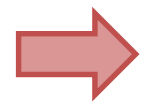
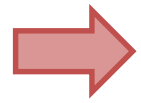
地方団体

地方団体→国税庁

- 扶養是正情報等の市区町村から国税庁へのデータ送信(平成25年6月～)
→ 市区町村において有している所得控除や合計所得金額の変更に係る情報を国税庁に提供
- 市区町村で受理した所得税確定申告書の情報の国税庁への引継(平成29年1月～)
→ 市区町村において受理した所得税確定申告書の情報を国税庁に電子的に提供



地方団体



国税庁

※未対応の市区町村あり

上記のほか、給与・公的年金等の支払報告書及び源泉徴収票の電子的提出の一元化(平成29年1月～)の取組を実施。

税務手続の電子化に向けた具体的取組（地方税）

1. 地方税共通納税システム関係

※赤字部分が第17回会合（平成30年10月10日）から、新たに記載した部分

目標	現状	今後の取組
地方税共通納税システムの導入	地方税の電子納税は、個別団体による対応 費用対効果の問題等から、地方団体ごとの電子納税の対応は普及していない	● eLTAXを活用した地方税共通納税システムを導入し、全地方団体が電子納税に対応。 【平成31(2019)年10月～(平成30年度改正)】 - 対象税目は、地方法人二税等、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収）、事業所税。 【順次実施】 - 地方税共通納税システム導入後のシステム更改に向けて、各税目の納税実態、課税側（地方団体）・納税側双方の意見、地方税共通納税システムの利用状況等を踏まえつつ、利用可能税目の拡大。

2. 電子申告等関係

目標	現状	今後の取組																												
電子申告の普及促進	地方法人二税、固定資産税(償却資産)、個人住民税(特徴)等の電子申告(電子的提出)については、平成27年度までに全地方団体が対応済み 法人・個人事業主への更なる普及が課題	● 申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備を進めつつ、まずは大法人について、電子申告の義務化を図る。 【平成30年4月～(平成30年度改正・実施済)】 - 電子署名の簡便化を実現。 【平成31(2019)年9月～】 - 地方団体間の地方法人二税の共通入力事務の重複排除を実現。 【平成32(2020)年3月～】 - 法人税及び地方法人二税の共通入力事務の重複排除を実現。 【平成32(2020)年4月1日以後に開始する事業年度の申告から(平成30年度改正)】 - 大法人は、地方法人二税の電子申告を義務化。 【順次実施】 - 平成31年度までに中小法人について、未利用者や税理士への利用勧奨等を行い、地方法人二税の電子申告利用率70%以上に引き上げることを目標としつつ、将来的には、ICT環境等を勘案し、中小法人も電子申告を義務化し、地方法人二税の電子申告利用率100%を目指す。 ⇒地方法人二税の電子申告利用率は順調に推移 なお、平成29年度の中小法人の電子申告利用率は66.6% (単位: %) eLTAXの利用率の推移 <table><tr><th>年度</th><th>法人道府県民税 法人事業税</th><th>法人市町村民税</th><th>個人住民税 (給与支払報告書)</th></tr><tr><td>平成24年度</td><td>44.4</td><td>39.2</td><td>12.0</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>49.4</td><td>46.6</td><td>26.1</td></tr><tr><td>平成26年度</td><td>53.2</td><td>52.9</td><td>29.6</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>57.4</td><td>56.1</td><td>32.6</td></tr><tr><td>平成28年度</td><td>62.0</td><td>60.9</td><td>38.0</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>66.2</td><td>65.8</td><td>41.3</td></tr></table> ※ 大法人の電子申告義務化の対象法人に係る平成29年度の地方法人二税のeLTAX利用率は54.4%である。	年度	法人道府県民税 法人事業税	法人市町村民税	個人住民税 (給与支払報告書)	平成24年度	44.4	39.2	12.0	平成25年度	49.4	46.6	26.1	平成26年度	53.2	52.9	29.6	平成27年度	57.4	56.1	32.6	平成28年度	62.0	60.9	38.0	平成29年度	66.2	65.8	41.3
年度	法人道府県民税 法人事業税	法人市町村民税	個人住民税 (給与支払報告書)																											
平成24年度	44.4	39.2	12.0																											
平成25年度	49.4	46.6	26.1																											
平成26年度	53.2	52.9	29.6																											
平成27年度	57.4	56.1	32.6																											
平成28年度	62.0	60.9	38.0																											
平成29年度	66.2	65.8	41.3																											

目標	現状		今後の取組
法人設立関係 手続のオンライン・ワンストップ 化	法人設立に当たり、 国税・地方税・社会保 険等の各手続を個別 に実施		● 政府方針に基づき、再生事務局が中心となって関係省庁が連携しつつ、法人設立に関する全手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供を実現。 【平成31年度中】 ・ 登記後の手続のオンラインワンストップ化を実現する。 【平成32年1月～(予定)】 ・ 「法人設立手続のオンライン・ワンストップ化」を実現するため、マイナポータルを利用してeLTAXにより法人設立届出書等の設立関係書類の申請等を行う場合において、その設立関係書類への記載事項等をマイナポータルに入力して送信する際に電子署名等の送信を行うときは、eLTAXにおいて電子署名等の送信を不要化。 (注) 法令改正については、平成31年度税制改正において措置。 【平成32(2020)年度中】 ・ 登記手続も含め、全手続のオンラインワンストップ化を実現する。 (参考) 未来投資戦略2018（平成30年6月15日 閣議決定） ・ 世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、平成33年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 - ー マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は平成32年度中に実現する。
特別徴収税額 通知(納税義務者用)の電 子化	書面により、特別徴収 税額通知(納税義務者 用)を送付		● eLTAXを活用した特別徴収税額通知の電子的送付を推進。 【順次実施】 ・ eLTAXを利用して、特別徴収税額通知(納税義務者用)を特別徴収義務者に電子的に送信して納税義務者が取得できるようにする仕組みを構築。 ・ 給与支払報告書(企業→市区町村)の電子的提出率の向上に併せて、特別徴収税額通知の電子的送信の拡大を検討。

目標	現状	今後の取組
手続のワンストップ化	税、年金等の手続を個別に実施	● 政府方針に基づき、IT室が中心となって関係省庁と連携しつつ、マイナポータルを活用し、国税・地方税・年金等の手続のオンライン・ワンストップ化を推進する。 【平成32(2020)年度～順次実施】 ・ 施策の実現に向けて、策定されたロードマップに基づき、関係省庁で検討を継続し、ワンストップ・サービスを順次開始。 【平成30年度中】 ・ <u>従業員のライフイベントに伴い企業が行う社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化及びワンスオンリー化を目指すため、企業と行政機関との間でのデータ連携を通じて、各種手続における企業からの情報の重複提供を不要とし、ワンスオンリー化を実現するためのシステム整備を進めるべく、ロードマップを策定。</u> 【平成32(2020)年11月～】 ・ <u>ロードマップ(※)を踏まえ、地方税については、特別徴収に係る給与所得者異動届出書等の6手続についてワンストップ化を実現する。</u> 【平成33(2021)年度後半以降～】 ・ 「最終整理案」(※)においては、クラウドを活用したワンスオンリー化や、BPRを含めた企業保有情報の新しい提出方法(例えば、認定クラウドに保管されている情報を各行政機関がデータ参照する仕組み)に係るシステム構築計画を推進することを検討することとされており、これらの仕組みが構築されることを前提に税務手続についても活用を検討。 (※)「最終整理」とは、「企業が行う従業員の社会保険・税手続のオンライン・ワンストップ化等の推進に係る課題の最終整理(2019年(平成31年)4月18日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)」をいい、「ロードマップ」とは、当該「最終整理」の別添資料をいう。

3. その他

目標	現状	今後の取組
行政機関間のデータ連携拡大	データ連携が十分でない場合、各機関に同じ情報を繰り返し提出する必要がある	● 法人設立関係手続の電子的提出一元化、法務省との登記情報のデータ連携等を進め、<u>情報提出の重複を削減</u>(ワンスオンリー化)。 【平成31(2019)年9月～】 ・ 複数の地方団体への法人設立届出書等の電子的提出の一元化。 【財務省と連携して平成32(2020年)年3月実施に向け検討中】 ・ 国・地方を通じた法人納税者の開廃業・異動時に係る申請・届出手続の電子的提出の一元化。 【平成32(2020)年4月～(平成30年度改正)】 ・ 国・地方を通じた財務諸表の提出先の一元化。 【順次実施】 ・ 個人納税者の開廃業・異動等に係る申請・届出手続についても、データ様式の統一化等の検討状況を踏まえ、データの一括作成及び電子的提出の一元化を可能とするよう引き続き検討。 ・ 「デジタル・ガバメント実行計画」に基づき法務省が2020年度に構築することとされている各行政機関に登記情報を提供する仕組みを活用することにより、登記事項証明書(商業)の添付省略の実施に向けて、関係省庁と検討を行う。 ● 「デジタル手続法案」への対応 ・ 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るため、①行政のデジタル化に関する基本原則(ワンスオンリー等)及び②行政手続の原則オンライン化のために必要な事項を定めることを内容とする「デジタル手続法案」が平成31年3月に国会提出。地方団体は努力義務とされているが、同法案の趣旨を踏まえて、オンライン化を推進していく必要。

平成31年度税制改正の大綱(平成30年12月21日閣議決定)(抄) 六 納税環境整備 5 その他(地方税)
(1) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(仮称)(注: デジタル手続法)の制定を前提に、同法の趣旨を踏まえ、税務手続のオンライン化を推進するほか所要の整備を行う。

目標	現状	今後の取組
eLTAXの 利便性向上	eLTAXの機能改善など 更なる利便性向上が 課題	● 以下の取組により、eLTAXの更なる利便性向上を図る。 【平成31(2019)年9月～】 ・ 異動届出書提出時の利用者情報への自動反映を実現。 ・ メッセージボックスの閲覧方法を改善(eLTAXソフトWEB版の機能拡充及びスマートフォン版の導入)。 ・ 利用可能文字を拡大。 ・ eLTAX受付時間の更なる拡大。 【随時実施】 ・ 利用満足度に係るアンケートを実施。